第13　就労継続支援Ａ型

１～14の５　（略）

15　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の117に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の121に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

（削る）

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の36に相当する単位数）

第13　就労継続支援Ａ型

１～14の５　（略）

15　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の105に相当する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の92に相当する単位数）